記

1　係属裁判所　長崎地方裁判所
2　被告事件名　弁護士法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
3　被告人氏名　岡本勇武人こと元山勇武人
4　公判期日　平成21年８月21日
5　没収すべき債権の種類及び額、その他その債権を特定するに足りる事項
⑴　債権者（名義人中島　正弘）の債務者に対する普通預金債権（株式会社親和銀行大波止支店長崎駅前出張所：口座番号2022239）のうち16万5,087円に相当する部分
⑵　債権者（名義人中島　正弘）の債務者に対する普通預金債権（株式会社十八銀行北支店：口座番号429529）のうち３万2,754円に相当する部分
⑶　債権者（名義人高松　伸邦）の債務者に対する通常貯金債権（株式会社ゆうちょ銀行：記号番号17630―6530571）のうち2,752円に相当する部分
6　没収の理由となるべき事実の要旨
⑴　被告人は、長崎市大黒町11番14号東亜物産ビル402号室等において、深堀司法調査事務所等の名称で過払金に係る不当利得返還等請求に関する裁判所提出書類の作成等の業務を行っていたものであるが、木場　和子らと共謀の上、被告人らが弁護士でなく、上記深堀司法調査事務所等が弁護士法人でもなく、かつ、法定の除外事由もないのに、報酬を得る目的で、業として、平成20年６月５日ころから同年９月中旬ころまでの間、前後５回にわたり、上記402号室において、客５名から、株式会社武富士等に対する過払金に係る不当利得返還等請求の法律事務に関する依頼を受けて、これらを受任し、同年６月５日ころから同年11月４日ころまでの間、上記402号室等において、不当利得返還等請求事件の訴状及び添付資料を作成するなどし、客４名から報酬合計138万4,000円を受領し、もって業として法律事務を取り扱った。
⑵　被告人は、前記木場らとともに、前記402号室等において、前記名称で、被告人らが弁護士でなく、前記深堀司法調査事務所等が弁護士法人でもなく、かつ、法定の除外事由もないのに、報酬を得る目的で、平成20年４月24日ころから同年11月４日ころまでの間、客23名の三洋信販株式会社等に対する過払金に係る不当利得返還等請求事件の訴状及び添付資料を作成するなどして業として法律事務を取り扱い、その報酬として、同年９月４日ころから同年11月４日ころまでの間、客23名から、合計1,139万9,560円を得たものであるが、上記木場と共謀の上、同年９月29日から同年11月６日の間、前後９回にわたり、同市恵美須町のゆうちょ銀行長崎店等において、上記合計1,139万9,560円等のうち合計227万円を、高松　伸邦名義の株式会社ゆうちょ銀行総合口座に預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
7　所有者　深堀　　正、木場　和子、太田　陽子、中島　正弘

割賦販売法に基づく同法第35条の３の２の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の２の許可を受けた者から、法第35条の３の３において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の３において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成21年７月27日　　経済産業大臣　二階　俊博

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
ダイトー友の会株式会社	徳島県徳島市仲之町４―９	友第7006号	平成21年７月10日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の２の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の３において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第７条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成21年７月27日　　四国経済産業局長　徳増　有治

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の３において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成21年９月25日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成21年９月25日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
ダイトー友の会株式会社	徳島県徳島市仲之町４―９	平成21年７月10日

記

あて先　〒760―8512　香川県高松市サンポート３番33号
四国経済産業局産業部消費経済課
電話087―811―8526

様式

申　出　書

四国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第７条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1．債務者の名称及び住所
2．債権額
3．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ列５番とすること。

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び同法施行規則第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年７月27日　　経済産業大臣　二階　俊博

名　　称	株式会社クオーク
本店の所在地	東京都港区三田三丁目５番27号
登録番号	関第157号
営業廃止年月日	平成21年４月１日